

一般競争入札による 市有財産貸付入札説明書

平成31年2月

佐久市福祉部高齢者福祉課

TEL 0267-62-3154

FAX 0267-63-0241

佐久市ホームページ【<http://www.city.saku.nagano.jp>】

入札説明書

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
佐久市下越16-5	佐久市臼田総合福祉センター あいとぴあ臼田	1㎡ (幅1m×奥行1m)	1台

※1 貸付面積には、3(7)イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※2 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 障がい者手帳所持者又はその家族等で構成され、その半数以上が佐久市内に住所を有する者である法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、入札の日において社会福祉に関する活動を行っており、かつ、その実績が3年以上ある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (4) 法人にあつては、佐久市内に本店を置いていること。また、法人でない団体にあつては、代表者が佐久市内に住所を有することに限る。
- (5) 市が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する公告（平成31年2月22日付け佐久市公告第18号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間、佐久市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 法人にあつては、国税、県税及び市税の未納がないこと。また、法人でない団体にあつては、代表者が国税、県税及び市税の未納がないこと。
- (9) 入札公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている

法人等

- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- オ 役員など又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (9)における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

役員等	法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等
法人等	法人又はその他の団体
暴力団	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
暴力団員	暴力団の構成員
暴力団関係者	暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、佐久市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

平成31年4月1日から2022年3月31日までの3年間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、佐久市が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、佐久市の指示に従うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に佐久市と協議を行うこと。
- オ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。
- カ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、佐久市に提出すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を佐久市に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

平成31年2月22日（金）から平成31年3月5日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

佐久市福祉部高齢者福祉課高齢者事業係（佐久市本庁舎3階）

(3) 提出書類（各1部）

- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）（法人の場合は様式第1（その2）も必要）

- イ 委任状（様式第2）（代理人により入札する場合）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3）
（代理人により入札する場合は本人の誓約書兼同意書）
- エ 添付書類（書式任意）
 - （ア）団体規約または会則
 - （イ）平成30年度年間事業計画書
 - （ウ）直近の年度決算報告書
 - （エ）直近の過去3か年の活動実績報告書

- オ 証明書類（発行日から1か月以内のもの）
 - ＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ＜法人でない団体の場合＞・・・代表者の住民票

- カ 国税、県税並びに市税の未納がないことの証明書
 - （ア）国税について
 - a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）
 - b 法人でない団体・・・代表者の「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）
 - （イ）県税について（長野県の地方事務所が発行する納税証明書）
 - a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと
 - b 法人でない団体・・・代表者の「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと
 - （ウ）市税等について（当該市町村が発行する納税証明書）
 - a 法人・・・「法人住民税」及び「軽自動車税」の未納の税額がないこと
 - b 法人でない団体・・・代表者の「個人住民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」及び「軽自動車税」の未納の税額のないこと

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、平成31年3月5日（火）午後5時必着とします。

〒385-8501（住所地番記入不要）

佐久市福祉部高齢者福祉課高齢者事業係あて

（住所は記入不要です。）

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 現地説明の場所及び日時

現地説明希望の事業者には、別途連絡します。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

佐久市本庁舎 7階 703会議室
佐久市中込3056番地

(2) 日時

平成31年3月8日（金）午前9時00分

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金（佐久市財務規則（平成17年4月1日佐久市規則第39号。以下「財務規則」という。）第109条第2項に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに契約担当者に納めてください。

ただし、財務規則第109条第1項（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 入札金額

- (1) 入札金額は、3（2）の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札

- (1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 入札は、入札書（様式第4）を封筒に入れ封印し、「平成31年3月8日開札 佐久市への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- (3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 財務規則第111条第1号から第5号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札

カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、佐久市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない佐久市の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者については、再入札前に不足分を追加納付していただきます。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (2) 貸付契約は申込者名義で行います。

13 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、現金又は財務規則第124条第2項に定める有価証券等により納めなければなりません。
- (2) 前項の契約保証金は、貸付財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は佐久市に対する債務を控除した残額を還付します。

15 問い合わせ先

佐久市福祉部高齢者福祉課高齢者事業係
長野県佐久市中込3056番地（郵便番号385-8501）
電話0267-62-3154（直通）